

# 役員報酬規程

社会福祉法人 松原福社会

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松原福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定等に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 交通費については、旅費支給表(3)によって届け出された実費額とする。
- (3) 法人及び施設業務のための出張をしたときは、旅費規定に基づく旅費（航空賃、船賃、車賃、宿泊料）の額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬は当会議に出席したとき、その都度支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席したとき、その他法人及び

施設業務のために出勤したときに、その都度支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月30日より施行する。

別表 1

(1) 理事

	支給基準額 (日額)
理事会等会議への出席	6,000円

(2) 監事

	支給基準額 (日額)
理事会等会議への出席及び監事監査への出席	12,000円

(3) 評議員

	支給基準額 (日額)
評議員会等会議への出席	6,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	支給基準額 (日額)
評議員選任・解任委員会への出席	6,000円